令和７年度
清水町生活安全推進委員会
定期総会議案

日　時　：　令和７年５月２２日(木)　１０：００より

場　所　：　清水町文化センター　１階　大集会室

定　期　総　会　次　第

１　開　会

２　会長あいさつ

生活安全推進委員会　会長　辻　康裕

３　来賓紹介

北海道釧路方面新得警察署　地域・交通課長　渡部　俊介　様

４　来賓あいさつ

北海道釧路方面新得警察署　地域・交通課長　渡部　俊介　様

５　議　案

報告第１号　　令和６年度事業活動報告について
報告第２号　　令和６年度収支決算報告について
報告第３号　　令和６年度監査報告について

議案第１号　　令和７年度事業活動計画(案)について
議案第２号　　令和７年度収支予算(案)について
議案第３号　　役員改選について

６　その他

総会終了後、令和６年度町内における交通事故と犯罪について警察官からの講話

７　閉　会

報告第1号

令和6年度 事業活動報告

月　　日	事　　業　　名	場　　所	備考
5月8日	生活安全推進委員会　役員会	役場会議室	
5月22日	生活安全推進委員会　定期総会	役場会議室	

地域安全活動（交通安全）

月　　日	事　　業　　名	場　　所	備考
4月1日～	赤色回転灯装着車による定点啓発活動	清水地区・御影地区	
4月6日～15日	春の全国交通安全運動		
4月9日～12日	新入学児童街頭指導（登下校時）	清水地区	
4月9日～12日	新入学児童街頭指導（登校時）	御影地区	
4月10日	しみず旗波大作戦（交通死亡事故ゼロを目指す日）	R274号役場前	
4月16.17.18日	清水小学校交通安全教室	清水小学校付近	
4月26日	御影小学校青空交通教室	御影小学校付近	
5月15日	しみず旗波大作戦（道民交通安全の日）	R274号役場前	
6月7日	交通少年団入団式、セーフティーコール、啓発品作成	役場	
7月5日	清小生活科授業引率	町内店舗	
6月25日	しみず旗波大作戦（無事故の日）	R274号役場前	
7月12日	しみず旗波大作戦	R274号役場前	
7月13日～22日	夏の交通安全運動		
7月19日	交通少年団　日勝峠交通安全キャンペーン	日勝峠	
8月8日	交通少年団　視察研修	道警本部	
8月16日	運転免許自主返納臨時窓口	保健福祉センター	
8月19日	しみず旗波大作戦（バイクの日）	R274号役場前	
8月19日	交通少年団3町交流会（新得町・鹿追町・清水町）	鹿追町	
9月11日～12日	御影地区秋まつり　神輿含め交通整理	御影地区	
9月19日～20日	清水地区秋まつり　神輿含め交通整理	清水地区	
9月6日	交通少年団　交通安全年間スローガン標語作品作成・旗波作戦	役場　R274号役場前	
9月10日	緊急！しみず旗波大作戦	R274号役場前	
9月21日～30日	秋の全国交通安全運動		
9月1日～11月30日	交通事故死ストップ十勝百日作戦		
9月30日	しみず旗波大作戦（交通事故死ゼロを目指す日）	R274号役場前	
10月18日	交通少年団　啓発品作成、旗波作戦	セーフティコール	
10月14日	カメの子マラソン駅伝大会交通誘導	清水小学校周辺	
10月31日	第43回清水町こぐまクラブ大会	清水町文化センター	
11月13日～22日	冬の交通安全運動		
11月15日	交通少年団　交通安全啓発	ツルハ・コメリ前	
11月18日	運転免許自主返納臨時窓口	保健福祉センター	
12月20日	歳末防犯・交通安全運動	清水地区・御影地区	
12月20日	交通少年団　退団式	役場	
1月6日	御影消防団出初式	御影本通周辺	
3月13日	運転免許自主返納臨時窓口	保健福祉センター	

地域安全活動（防犯）

月　　日	事　　業　　名	場　　所	備考
次回R8年度	青色防犯パトロール実施者講習	清水地区・御影地区	
4月6日～15日	春の地域安全運動		
4月8日～	青色防犯パトロール	清水地区・御影地区	
4月9日～11日	新入学児童街頭指導（下校時）	御影地区	
4月10日～14日	新入学児童青色防犯パトロール強化（下校時）	清水地区	
8月21日	地域安全防犯標語審査会（御影地区応募分）	御影公民館	
9月6日	御影地区小中学校作文朗読・意見発表大会	御影地区	
9月11日～12日	御影地区秋まつり　防犯パトロール	御影地区	
9月19日～20日	しみず秋まつり　防犯パトロール	清水地区	
9月28日	新得地方地域安全パークゴルフ大会	新得町	
10月11日～20日	全国地域安全運動		
10月11日	青色防犯パトロール出動式	新得警察署	
11月4日	新得地方地域安全少年柔剣道大会	新得町	
12月20日	歳末防犯・交通安全運動	清水地区・御影地区	

報告第2号

令和6年度 収支決算書

〈収入〉

[単位:円]

科目	本年度予算	執行金額	差引	備考
交付金	3,200,000	3,200,000	0	町からの交付金
繰越金	278,008	278,008	0	前年度繰越金
雑収入	30,992	30,815	−177	新得地方防犯協会連合会助成金30,000円 預金利息815円
合計	3,509,000	3,508,823	−177	

〈支出〉

科目		本年度予算	執行金額	差引	備考
事務費		178,000	172,783	−5,217	
	事務費	4,000	13,576	9,576	一般事務用品
	通信運搬費	50,000	32,344	−17,656	切手代等
	旅費	0	0	0	
	保険料	50,000	59,700	9,700	部会員・少年団員用スポーツ安全保険代 @800円×70名+システム手数料360円、追加加入@800円×4名+システム利用140円
	負担金	52,000	47,660	−4,340	北海道交通安全推進委員会30,000円+振込手数料330円、新得地区暴追協10,000円、釧路方面交通安全協会5,000円＋振込手数料330円、新得地方防犯協会連合会パークゴルフ大会2,000円
	被服費	22,000	19,503	−2,497	
地域安全事業		2,500,000	2,301,385	−198,615	
	地域安全活動費	2,500,000	2,301,385	−198,615	交通安全専門員(1,564,600円) 部会員(633,660円) その他(103,125円)
交通安全事業		355,000	264,505	−90,495	
	交通安全キャンペーン費	55,000	60,161	5,161	交通安全運動・飲酒運転防止啓発チラシ 成人式配布物
	交通安全資材	300,000	204,344	−95,656	交通安全生安旗 交通安全啓発関連等
防犯事業		235,000	258,126	23,126	
	防犯啓発費	160,000	183,926	23,926	歳末防犯運動経費 こども110番幟
	防犯標語	75,000	74,200	−800	地域安全標語参加賞 地域安全標語入賞者楯
その他事業		240,000	227,761	−12,239	
	こぐまクラブ連協育成費	30,000	20,000	−10,000	こぐま卒業証書、卒園児への記念品、こぐまクラブ大会
	各単位こぐまクラブ育成費	80,000	80,000	0	みかげ子ども園(20,000円) 清水保育所(60,000円)
	交通少年団育成費	70,000	67,761	−2,239	研修・活動費・記念品
	作文朗読意見発表大会	60,000	60,000	0	
予備費		1,000	0	−1,000	
合計		3,509,000	3,224,560	−284,440	

総収入(円)		総支出(円)		差引残高(円)	
3,508,823	—	3,224,560	＝	284,263	(次年度に繰越)

報告第３号

令和６年度監査報告について

令和6年度清水町生活安全推進委員会の会計経理について、関係諸帳簿を監査しましたところ、内容が適正に執行されていることを確認しましたので、ご報告いたします。

令和7年5月8日

清水町生活安全推進委員会

監　事　　太田　昭夫

監　事　　藤岡　房雄

議案第１号

令和７年度 事業活動計画

【活動方針】

清水町の「安全・安心なまちづくり」のため、新得警察署並びに関係諸団体との連携により本年度も下記による事業を推進します。 また、当会の活動状況について広く町民に周知し、会員増強に努めます。

【推進事業】

1　交通安全事業

(1)交通安全街頭指導体制の強化

ア　交通安全専門員の配置

イ　指導体制の強化

ウ　各部会員に委嘱し、赤色回転灯装備車による啓発(パトライト作戦)の推進

(2)広報活動

ア　交通安全旗の掲揚・街頭啓発

イ　各家庭及び各事業所に対する広報

(3)期別交通安全運動等の展開

ア　春、夏、秋、冬の期別運動の実施

イ　交通事故死ストップ十勝百日作戦の実施

ウ　交通事故死ゼロを目指す日の啓発

エ　しみず旗波大作戦の実施

(4)高齢者に対する交通安全の啓発

最近頻繁におきている、高齢者ドライバーによる事故を防ぐ啓発活動・交通安全教室等の協力

(5)交通安全キャンペーン等の実施及び後援

(6)こぐまクラブの育成援助・交通少年団の育成

(7)町内会・農事組合・自治会の交通安全係との連携

2. 防犯事業

(1)広報活動

ア　全国地域安全運動と連動した、各家庭に対する広報

イ　安全・安心どさんこ運動の啓発

(2)各部会員に委嘱し、青色回転灯装備車による防犯パトロールの推進

清水地区…清水小学校の平日授業日のすべてを部会員で実施します。

御影地区…PTAの見回り等も実施されている為、従来通り、週2日部会員で対応します。

(3)歳末警戒による防犯運動

(4)防犯事業に関する各種大会への参加及び後援

(5)防犯診断(町内会対象)

(6)町内会・農事組合・自治会の防犯係との連携

(7)地域安全活動推進委員・少年補導員等との連携

(8)「子ども110番の家」の登録拡充

一般家庭以外にも、商店等への設置依頼を行ない、危険があった際に確実に保護が出来る環境をつくる。(引き続き一般家庭への登録・協力依頼も行う。)

議案第1号

令和7年度　事業活動計画

月　　日	事　　業　　名	場　　所	備考
5月8日	生活安全推進委員会　役員会	役場会議室	
5月22日	生活安全推進委員会　定期総会	役場会議室	

地域安全活動（交通安全）

月　　日	事　　業　　名	場　　所	備考
4月1日～	赤色回転灯装着車による定点啓発活動	清水地区・御影地区	
4月6日～15日	春の全国交通安全運動		
4月10日～11日	新入学児童街頭指導（登下校時）	清水地区	
4月10日～11日	新入学児童街頭指導（登校時）	御影地区	
4月10日	しみず旗波大作戦（交通死亡事故ゼロを目指す日）	R274号役場前	
4月15日	清水小学校交通安全教室	清水小学校付近	雨の為中止
5月15日	しみず旗波大作戦（道民交通安全の日）	R274号役場前	
6月13日	交通少年団入団式	役場	
7月	清小生活科授業引率	町内店舗	
6月25日	しみず旗波大作戦（無事故の日）	R274号役場前	
7月11日	しみず旗波大作戦（セーフティコール）	R274号役場前	
7月13日～22日	夏の交通安全運動		
7月18日	交通少年団活動	日勝峠	
8月8日	交通少年団活動　視察研修		
8月	運転免許自主返納臨時窓口	保健福祉センター	
8月19日	しみず旗波大作戦（バイクの日）	R274号役場前	
未定	交通少年団3町交流会（新得町・鹿追町・清水町）	新得町	
9月11日～12日	御影地区秋まつり　神輿含め交通整理	御影地区	
9月19日～20日	清水地区秋まつり　神輿含め交通整理	清水地区	
9月5日	交通少年団活動	役場	
9月21日～30日	秋の全国交通安全運動		
9月1日～11月30日	交通事故死ストップ十勝百日作戦		
9月5日	しみず旗波大作戦（自転車安全日）	R274号役場前	
10月10日	交通少年団活動	役場	
10月13日	カメの子マラソン駅伝大会交通誘導	清水小学校周辺	
10月30日	第44回清水町こぐまクラブ大会	清水町文化センター	
11月13日～22日	冬の交通安全運動		
11月14日	交通少年団活動		
11月	運転免許自主返納臨時窓口	保健福祉センター	
12月18日	歳末防犯・交通安全運動	清水地区・御影地区	
12月12日	交通少年団　退団式	役場	
1月6日	御影消防団出初式	御影本通周辺	
3月	運転免許自主返納臨時窓口	保健福祉センター	

地域安全活動（防犯）

月　　日	事　　業　　名	場　　所	備考
次回R8年度	青色防犯パトロール実施者講習	清水地区・御影地区	
4月7日～	青色防犯パトロール	清水地区・御影地区	
4月9日～11日	新入学児童街頭指導（下校時）	御影地区	
4月9日～11日	新入学児童青色防犯パトロール強化（下校時）	清水地区	
8月	地域安全防犯標語審査会（御影地区応募分）	御影公民館	
9月	御影地区小中学校作文朗読・意見発表大会	御影地区	
9月11日～12日	御影地区秋まつり　防犯パトロール	御影地区	
9月19日～20日	しみず秋まつり　防犯パトロール	清水地区	
9月	新得地方地域安全パークゴルフ大会	新得町	
10月11日	青色防犯パトロール出動式	新得警察署	
11～12月	新得地方地域安全少年柔剣道大会	清水町	
12月18日	歳末防犯・交通安全運動	清水地区・御影地区	

議案第2号

令和7年度 収支予算

〈収入〉

[単位:円]

科目	本年度予算	前年度決算	差引	備考
交付金	3,200,000	3,200,000	0	町からの交付金
繰越金	284,263	278,008	6,255	前年度繰越金
雑収入	35,737	30,815	4,922	新得地方防犯協会連合会助成金30,000円 預金利息等
合計	3,520,000	3,508,823	11,177	

〈支出〉

科目		本年度予算	前年度決算	差引	備考
事務費		187,000	170,783	16,217	
	事務費	14,000	13,576	424	一般事務用品
	通信運搬費	35,000	32,344	2,656	郵便代
	旅費	0	0	0	
	保険料	60,000	59,700	300	部会員・少年団員スポーツ安全保険代等
	負担金	53,000	45,660	7,340	北海道交通安全推進委員会30,000円 新得地区暴追協10,000円 釧路方面交通安全協会5,000円 新得地方地域安全パークゴルフ大会　5,000円 振込手数料
	被服費	25,000	19,503	5,497	部会員　交通安全専門員
地域安全事業		2,500,000	2,301,385	198,615	
	地域安全活動費	2,500,000	2,301,385	198,615	交通安全専門員、部会員、その他活動
交通安全事業		265,000	264,505	495	
	交通安全キャンペーン費	65,000	60,161	4,839	交通安全運動啓発チラシ
	交通安全資材	200,000	204,344	−4,344	交通安全生安標識交換等、交通安全啓発関連等
防犯事業		275,000	260,126	14,874	
	防犯啓発費	200,000	185,926	14,074	啓発チラシ等、こども110番幟
	防犯標語	75,000	74,200	800	地域安全標語参加賞
その他事業		280,000	227,761	52,239	
	こぐまクラブ連協育成費	70,000	20,000	50,000	こぐまクラブ連協育成費
	各単位こぐまクラブ育成費	80,000	80,000	0	しみずこども園(60,000円) 御影こども園(20,000円)
	交通少年団育成費	70,000	67,761	2,239	3町交流会、研修会、ユニホーム、記念品等
	作文朗読意見発表大会	60,000	60,000	0	御影地区
予備費		13,000	0	13,000	
合計		3,520,000	3,224,560	295,440	

議案第３号

役員改選について

清水町生活安全推進委員会会則第4条の規定により下記の役員を選出する。

役職名	氏名	備考
会長	辻　康裕	（清水町長）
副会長	渡辺　進	（清水交通安全部会長）
	安田　薫	（御影交通安全部会長）
	梶　桂子	（清水防犯部会長）
	逢坂　登	（御影防犯部会長）
理事	川上　均	（清水交通安全副部会長）
	安田栄司	（御影交通安全副部会長）
	橋本雅美	（清水防犯副部会長）
	五十嵐　卓	（御影防犯副部会長）
監事	太田昭夫	（清水交通安全部会員）
	藤岡房雄	（御影防犯部会員）

任　期（令和7年度～令和8年度）

自　令和　7年4月　1日

至　令和　9年3月31日

令和7年度清水町生活安全推進委員会名簿

No.	役職1	役職2	氏　　名		備　　考
1	清水町役場	会　長	辻　康裕		清水町長
2	役員	副会長	渡辺　進		清水交通部会長
3	役員	副会長	安田　薫		御影交通部会長
4	役員	副会長	梶　桂子		清水防犯副部会長 交通安全専門員
5	役員	副会長	逢坂　登		御影防犯部会長
6	役員	理事	川上　均		清水交通副部会長
7	役員	理事	安田　栄司		御影交通副部会長
8	役員	理事	橋本　雅美		清水防犯副部会長
9	役員	理事	五十嵐　卓		御影防犯副部会長
10	役員	監事	太田　昭夫		清水交通安全部会
11	役員	監事	藤岡　房雄		御影防犯部会
12	清水交通安全部会	部会員	斎藤　忠良		
13	清水交通安全部会	部会員	谷口　弘幸		
14	清水交通安全部会	部会員	谷口　泰敏		
15	清水交通安全部会	部会員	越前谷　宏一		
16	清水交通安全部会	部会員	紺野　俊博		
17	清水交通安全部会	部会員	髙　充慶	校長	清水小学校
18	清水交通安全部会	部会員	大山　貴義	教頭	清水小学校
19	御影交通安全部会	部会員	上谷　好光		
20	御影交通安全部会	部会員	菅原　悦郎		
21	御影交通安全部会	部会員	滝本　耕一		
22	御影交通安全部会	部会員	安宅　信昭		
23	御影交通安全部会	部会員	富田　春市		
24	御影交通安全部会	部会員	斉藤　均		
25	御影交通安全部会	部会員	宮脇　秀士	教頭	御影中学校
26	御影交通安全部会	部会員	伊藤　健	教頭	御影小学校
27	清水防犯部会	部会員	五十嵐　順一		
28	清水防犯部会	部会員	桜井　邦夫		
29	清水防犯部会	部会員	浅井　幸司		
30	清水防犯部会	部会員	加藤　晃		
31	清水防犯部会	部会員	越井　義樹		
32	清水防犯部会	部会員	池端　保		
33	清水防犯部会	部会員	杉山　裕吉		
34	清水防犯部会	部会員	長谷川　拓		
35	清水防犯部会	部会員	松本　武		

No.	役職1	役職2	氏　　名		備　　考
36	清水防犯部会	部会員	鳥本　靖裕		
37	清水防犯部会	部会員	杉村　栄治		
38	清水防犯部会	部会員	吉國　和則		
39	清水防犯部会	部会員	斎藤　孝司	1	字清水協議会
40	清水防犯部会	部会員	高橋　雅典	2	上清水地域振興会
41	清水防犯部会	部会員	森　智教	3	下佐幌地区推進協議会
42	清水防犯部会	部会員	白石　哲也	4	下人舞地域振興会
43	清水防犯部会	部会員	岸田　福伸	5	人舞地域振興会
44	清水防犯部会	部会員	栗原　淳	6	北熊牛連合会
45	清水防犯部会	部会員	伊藤　正則	7	熊牛地域連合
46	清水防犯部会	部会員	奥秋　紀克	8	松沢連合会
47	清水防犯部会	部会員	泉谷　哲人	9	美蔓地区連合会
48	清水防犯部会	部会員	嘉藤　貴充	校長	清水中学校
49	清水防犯部会	部会員	村尾　秀人	教頭	清水中学校
50	御影防犯部会	部会員	藤井　政司		
51	御影防犯部会	部会員	森田　活実		
52	御影防犯部会	部会員	平山　正男		
53	御影防犯部会	部会員	三輪　準		
54	御影防犯部会	部会員	若原　博		
55	御影防犯部会	部会員	奥山　崇		
56	御影防犯部会	部会員	菅野　靖洋		
57	御影防犯部会	部会員	細田　秀夫		
58	御影防犯部会	部会員	佐藤　貴光	校長	御影小学校
59	御影防犯部会	部会員	天野　健治	校長	御影中学校
60	交通安全専門員	清水地区	西垣　勝		
61	交通安全専門員	清水地区	蛭田　夕雨子		
62	交通安全専門員	清水地区	桜井　利浩		
	町民生活課	事務局長	奥田　啓司		
	町民生活課	事務局次長	前田　真		
	町民生活課	事務局	野々村　麻希		
	町民生活課	事務局	若原　颯汰		
	御影支所	事務局	太田　清子		
	御影支所	事務局	菅原　遼		
	御影支所	事務局	前田　翔平		

個人情報につき取り扱いに注意願います。

清水町生活安全推進委員会会則

（目的及び名称）

第１条　この会は、清水町生活安全推進委員会（以下「委員会」という。）と称し、町内における地域安全活動の推進に寄与することを目的とする。

（組織）

第２条　委員会の構成は、町民、町民団体、事業所及び清水町（以下「構成員」という。）により組織する。

（事業）

第３条　委員会は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)　交通安全活動

ア　交通安全運動の企画、立案及び推進に関すること。

イ　交通安全運動について行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

ウ　交通安全運動の広報に関すること。

エ　交通安全対策に関すること。

オ　交通法令の周知徹底に関すること。

カ　その他必要なこと。

(2)　防犯活動

ア　防犯思想の啓蒙に関すること。

イ　防犯対策の調査研究に関すること。

ウ　青少年非行防止及び健全育成に関すること。

エ　関係機関との連絡調整に関すること。

オ　その他必要なこと。

（役員）

第４条　委員会に次に掲げる役員を置く。

(1)　会　　長　　１名

(2)　副 会 長　　４名

(3)　理　　事　　４名

(4)　監　　事　　２名

２　会長は清水町長があたり、副会長は第６条第１項各号に掲げる部会（以下「部会」という。）の部会長を兼ね、監事は部会のうちから選出する。

３　理事は、部会の各副部会長があたる。

４　会長は、委員会を代表し会務を統括する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

６　理事は、本会の運営にあたる。

７　監事は、この会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

（任期）

第５条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第６条　第３条の事業を推進するため次の各号に掲げる部会を設け、部会員は構成員のうちから、会長が指名する。

(1)　清水交通安全部会

(2)　御影交通安全部会

(3)　清水防犯部会

(4)　御影防犯部会

２　部会に部会長１名及び副部会長１名を置く。

３　部会長及び副部会長は、部員の互選により選出する。

４　部会長は、部会を統括する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

６　部会に清水町交通安全専門員及び清水町地域安全専門員（以下「専門員」という。）を置くことができる。なお、専門員に関し必要な事項は、別に定める。

（総会）

第７条　総会は、毎年１回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

２　総会の議長は、会長があたる。

３　総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

(1)　事業計画及び事業報告に関すること。

(2)　収支予算及び決算に関すること。

(3)　会則の改廃及び役員の選出に関すること。

(4)　その他この会の運営に関すること。

５　やむを得ない理由により総会の招集ができない際は、書面をもって通知された事項について表決することで開催とする事ができる。

（役員会及び部会）

第８条　役員会は、会長が必要と認めたときにこれを招集する。

２　部会は、会長又は各部会長が必要と認めたときにこれを招集する。

（事務局）

第９条　委員会の事務局は、清水町町民生活課に置く。

（会計）

第10条　この委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　この委員会の経費は、助成金及びその他の収入をもってあてる。

（委任）

第11条　この会則に定めるもののほか、その他の運営に関し必要な事項は、役員会で定める。

附　則

（施行期日）

1　この会則は、平成17年4月14日から施行する。

（清水町交通安全推進委員会会則の廃止に伴う経過措置）

2　この会則の施行の際現に廃止前の清水町交通安全推進委員会会則第8条の規定により委嘱された清水町交通安全指導員は、本会則第7条の規定による指導員に委嘱されたものとみなす。この場合において、交通安全指導員の任期については、その者が廃止前の清水町交通安全推進委員会会則第8条の規定により委嘱された日から起算する。

附　則

この会則は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附　則

この会則は、令和3年8月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

清水町交通安全専門員設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、清水町生活安全推進委員会（以下「規則」という。）第３条により行う清水町における学童、幼児等の登・下校（園）の交通事故防止を図るため、街頭指導を実施する清水町交通安全専門員（以下「交通安全専門員」という。）を、清水町生活安全推進委員会が設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　交通安全専門員は、次に掲げる任務を行う。

(1) 学童及び幼児等に対して、安全な通行の保護並びに誘導を行うこと。

(2) その他交通安全を保持するために必要な事項

（任用）

第３条　交通安全専門員の任用は若干名とし、人格高潔で社会的信望があり、身体強健であって交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者の中から清水町生活安全推進委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　交通安全専門員の任期は１年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（従事箇所）

第５条　交通安全専門員の従事箇所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 妙覚寺前交差点（北３条１丁目附近）

(2) 鳥せい商事前交差点（北３条５丁目附近）

(3) 世代間交流センター前交差点（御影東１条４丁目附近）

(4) その他指定する場所

（謝金）

第６条　交通安全専門員活動に対し、謝金を支払うものとする。

２　謝金の支払い方法等については、別に定める。

（活動時間）

第７条　交通安全専門員の活動時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 登校時　午前７時30分から午前８時15分まで

(2) 下校時　午後１時30分から午後３時30分まで

（事務処理）

第８条 交通安全専門員は、活動日誌を備え、日々の活動及び勤務状況を記録するものとする。

第９条 この要綱に定めのない事項については、清水町生活安全推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

清水町地域安全専門員設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、清水町生活安全推進委員会規則（以下「規則」という。）第３条により行う清水町における地域の交通安全、防犯活動の推進を図るため、清水町地域安全専門員（以下「地域安全専門員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　地域安全専門員は、次に掲げる任務を行う。

(1)　学童、幼児等の登校、下校時の青色防犯パトロールの実施に関すること。

(2)　交通安全旗、防犯旗及び子ども110番旗の設置の推進、管理に関すること。

(3)　交通防犯運動の啓蒙普及に関すること。

(4)　各種交通安全教室及び講習会の開催並びに指導

(5)　その他交通安全及び地域の安全を保持するために必要な事項

（任用）

第３条　地域安全専門員の任用は若干名とし、人格高潔で社会的信望があり、身体強健であって交通・防犯に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者の中から、清水町生活安全推進委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　地域安全専門員の任期は１年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（従事箇所）

第５条　地域安全専門員の従事箇所は、町内一円とし必要に応じ十勝管内も含めるものとする。

（謝金）

第６条　地域安全専門員の活動に対し謝金を支払うものとする。

２　謝金の支払い方法等については、別に定める。

（活動時間）

第７条　地域安全専門員の活動時間は、活動する日の午前９時から午後５時までの間に、当該活動に必要な時間とする。

（事務処理）

第８条 地域安全専門員は、活動日誌を備え、日々の活動及び勤務状況を記録するものとする。

第９条 この要綱に定めのない事項については、清水町生活安全推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年５月24日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

清水町生活安全推進委員会活動費支給規程

（目的）

第１条　この規程は、清水町生活安全推進委員会に所属する委員等が、地域安全活動の推進に寄与するために、活動した際の活動費を支給することを目的とする。

（支給項目）

第２条　次の項目に該当する場合に支給するものとする。

(1)　自家用自動車の使用を伴う活動

ア　交通安全の分野で、赤色回転灯に伴うスピードの抑止活動。

イ　防犯の分野で、青色回転灯によるパトロール活動。

ウ　その他町外での各種、地域安全としての活動。

(2)　その他、役員会で認めた、自家用車を使用しない活動。

（支給額）

第３条　活動１日について以下の金額を支給する。

(1)　前条第１号の活動　１，０００円・燃料代として３００円

ただし、ウに関しては自家用車を使用したもののみとする。

(2)　前条第２号の活動　１，０００円

（支払い方法）

第４条　口座振込み、若しくは現金により直接支払うものとする。

（支払い期日）

第５条　年２回に分けて支払うものとする。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から適用するものとする。

附　則

この規定は、平成２０年４月１日から適用するものとする。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から適用するものとする。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から適用するものとする。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から適用するものとする。

清水町交通安全専門員及び地域安全専門員の謝金支給規程

（目的）

第１条　この規程は、清水町生活安全推進委員会規則第６条第６項に規定する清水町交通安全専門員及び地域安全専門員の活動に対して支払う謝金について、その支給方法等を定めることを目的とする。

（支給項目）

第２条　次に掲げる活動に該当する場合に支給するものとする。

(1)　交通安全専門員　　学童、幼児等の登下校（園）時の交通事故防止のための街頭指導

(2)　地域安全専門員　　交通安全に係る啓発活動及び防犯活動に係る青色防犯パトロール並びに防犯啓発活動

(3)　その他役員会で認めた活動

（支給額）

第３条　前条の支給項目の活動について、予算の範囲内において謝金を支給する。

(1)　前条第１号の活動　１回当たり 1,000 円

(2)　前条第２号の活動　１時間当たり 1,000 円とし、活動時間の集計は、30 分未満切り捨て、30 分以上を切り上げとする。

(3)　活動に関し自家用車を使用した際は、燃料費として 300 円を支給する。

（支払い方法）

第４条　謝金は、口座振り込み又は現金により翌月 10 日までに支払うものとする。

附　則

この規程は、平成 30 年５月 24 日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和３年８月 12 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。